

過疎地域における遠隔医療



厚生労働省
医政局 医事課

オンライン診療(遠隔診療)の経緯

- オンライン診療(遠隔診療)は、対面診療の補完として、離島やへき地の患者など限定的に行われることが想定されていたため、日常的に行うものについては、これまで、明確な基準やルール、特化した診療報酬がなかった。
- 近年の情報通信技術等の著しい進歩により、オンライン診療に対する現場の要請が高まってきたことに伴い、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を発出、平成30年度診療報酬改定において「オンライン診療料」等を創設。

平成30年3月

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を発出

平成30年度診療報酬改定

「オンライン診療料」等を創設

近年、情報通信技術の著しい進歩
ICTを活用した診療の実施例の増加

平成27年8月(事務連絡)
「離島、へき地」については
あくまで例示

平成9年12月(医政局長通知)
「離島、へき地の場合」などの
遠隔診療を認める



「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の概要

1. 本指針の位置づけ

- 情報通信機器を用いた診療を「遠隔診療」と定義していたものを、新たに「オンライン診療」と定義を変更。
- 医師-患者間で情報通信機器を通じて行う遠隔医療を下図のとおり分類し、オンライン診療について、「最低限遵守する事項」と「推奨される事項」を示す。
- 「最低限遵守する事項」に従いオンライン診療を行う場合には、医師法第20条に抵触するものではないことを明確化。



2. 本指針の適用範囲

情報通信機器を通じて行う遠隔医療のうち、医師-患者間において行われるもの

	定義	本指針の適用
診断等の 医学的判断 を含む	オンライン診療 診断や処方等の診療行為をリアルタイムで行う行為	全面適用
	オンライン受診勧奨 医療機関への受診勧奨をリアルタイムで行う行為	一部適用
一般的な 情報提供	遠隔健康医療相談 一般的な情報の提供に留まり、診断等の医師の医学的判断を伴わない行為	適用なし



3. 本指針のコンテンツ

医師-患者関係と
守秘義務

医師の責任

医療の質の確認及び
患者安全の確保

オンライン診療の限界などの
正確な情報の提供

安全性や有効性の
エビデンスに基づいた医療

患者の求めに基づく
提供の徹底

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の要点

1. 患者合意と本人確認

- 医師は患者に合意を得る際に、触診等を行えない等の理由によりオンライン診療で得られる情報は限られており対面診療を組み合わせる必要があることや、オンライン診療を実施する都度、医師がオンライン診療の実施の可否を判断すること等を説明する。
- 医師が医師免許を保有していることを患者が確認できる環境を整えておくこと。

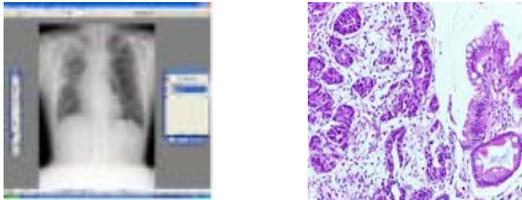
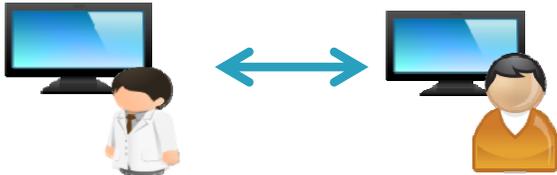
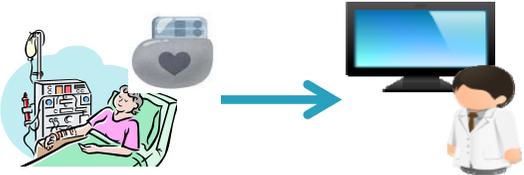
2. 適用対象と診療計画

- 直接の対面診察に代替し得る程度の患者の心身の状態に関する有用な情報をオンライン診療により得ること。
- 初診及び急病急変患者は、原則として直接の対面による診療を行うこと。例外として、患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合などにおいて、患者のために速やかにオンライン診療を行う必要性が認められる場合には、医師の判断の下、オンライン診療を行うことは許容され得ること。ただし、この場合であっても、オンライン診療の後に、原則、直接の対面診療を行うこと。
- 医師はオンライン診療を行う前に、直接の対面診療により十分な医学的評価を行い、その評価に基づいて、オンライン診療で行う具体的な診療内容や診療にあたってのルール等を含む診療計画を定めること。

3. 診察方法と薬剤

- オンライン診療では、可能な限り多くの診療情報を得るために、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用すること。
- 現にオンライン診療を行っている疾患の延長とされる症状に対応するために必要な医薬品は、医師の判断によりオンライン診療による処方が可能。ただし原則として、新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、直接の対面診療に基づきなされること。

診療報酬における遠隔診療(情報通信機器を用いた診療)への対応

	診療形態	診療報酬での対応
<p>医師対医師 (D to D)</p>	<p>情報通信機器を用いて画像等の送受信を行い特定領域の専門的な知識を持っている医師と連携して診療を行うもの</p> 	<p>[遠隔画像診断]</p> <ul style="list-style-type: none"> 画像を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、その読影・診断結果を受信した場合 <p>[遠隔病理診断]</p> <ul style="list-style-type: none"> 術中迅速病理検査において、標本画像等を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、診断結果を受信した場合(その後、顕微鏡による観察を行う。) (新)生検検体等については、連携先の病理医が標本画像の観察のみによって病理診断を行った場合も病理診断料等を算定可能
<p>医師対患者 (D to P)</p>	<p>情報通信機器を用いた診察</p> <p>医師が情報通信機器を用いて患者と離れた場所から診療を行うもの</p> 	<p>[オンライン診療]</p> <ul style="list-style-type: none"> (新)オンライン診療料 (新)オンライン医学管理料 (新)オンライン在宅管理料・精神科オンライン在宅管理料 <p>対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、情報通信機器を用いた診察や、外来・在宅での医学管理を行った場合</p> <p>※電話等による再診 (新)患者等から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合に算定が可能であるとの取扱いがより明確になるよう要件の見直し (定期的な医学管理を前提とした遠隔での診察は、オンライン診療料に整理。)</p>
	<p>情報通信機器を用いた遠隔モニタリング</p> <p>情報通信機能を備えた機器を用いて患者情報の遠隔モニタリングを行うもの</p> 	<p>[遠隔モニタリング]</p> <ul style="list-style-type: none"> 心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリング加算) 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合 (新)在宅患者酸素療法指導料(遠隔モニタリング加算) (新)在宅患者持続陽圧呼吸療法(遠隔モニタリング加算) <p>在宅酸素療法、在宅CPAP療法を行っている患者に対して、情報通信機器を備えた機器を活用したモニタリングを行い、療養上必要な指導管理を行った場合</p>

オンライン診療の適切な推進に向けて

- オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータや事例の収集、実態の把握を進める。
- オンライン診療の普及状況、技術の発展やデータ等の収集結果に基づき、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」について、定期的に内容を見直す。
- 診療報酬においては、「オンライン診療料」等の普及状況を調査・検証し、その結果等を踏まえて、次期以降の診療報酬改定に向けて必要な検討を行う。

今後のスケジュール



「オンライン診療の適切な実施に関する指針」第1回見直しのポイント

- 近年の情報通信技術等の著しい進歩により、オンライン診療に対する現場の要請が高まってきたことに伴い、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が発出された。
- 規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、オンライン診療のルールに関して技術の発展やエビデンスの集積状況に応じて、ガイドラインを少なくとも一年に一回以上更新するとされており、今回初めての改訂を行なったもの。

1. 指針の対象

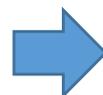
オンライン受診勧奨、遠隔健康医療相談における医学的判断や医療相談の内容、実施可能な行為について、一部不明瞭な点がある



- 遠隔健康医療相談の実施者を医師と医師以外に分けて整理
- **実施可能な行為の対応表**の作成
- 患者が看護師等という場合において、**医師が看護師等に診療の補助行為を指示する場合は指針の対象**

2. オンライン診療の提供に関する事項

初診対面診療の原則の例外とする状況について、より現実に即した検討が必要



- 地域の常勤医が1人のみである場合等において、**医師の急病等により代診を立てられず患者の診療継続が困難となる場合**、二次医療圏内における他の医療機関の医師が初診からオンライン診療を行うことが可能
- 主に**健康な人を対象にした診療**で、対面診療においても**一般的に同一医師が行う必要性が低い**と認識されている診療を行う場合は、**特定の複数医師が交代可能**
- **患者が医師という場合**、情報通信機器を通じて診療を行う**遠隔にいる医師は初診可能**

初診対面診療の原則の例外とする診療内容に関して、禁煙外来以外の検討が必要



- 一定の条件の下で**緊急避妊薬も**初診対面診療の例外として**初診から処方可能**

現にオンライン診療を行っている場合に生じた症状に対し、より柔軟な対応が必要



- 新たな症状の変化があった場合において、**速やかな受診が困難かつ、発症が容易に予測され、あらかじめ診療計画に記載がされている場合**、医薬品を処方する事が可能

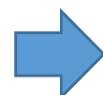
3. オンライン診療の提供体制に関する事項

患者が医療関係者という場合について、整理が必要



- 患者が看護師等という場合のオンライン診療に関して（D to P with N）
 - ・ **医師は、オンラインで看護師等に診療の補助行為を指示することが可能**
 - ・ **看護師等は、注射や点滴等の治療行為や新たな症状等に対する検査を実施可能**
- 患者が医師という場合のオンライン診療（D to P with D）
 - ・ **患者のそばにいる医師は、すでに直接の対面診療を行っている主治医等とする**
 - ・ 遠隔にいる高度な技術・専門性を有する医師による診察・診断・手術等が可能
 - ・ **診療の責任主体は、原則として従来から診療している主治医等**にある

なりすまし医師によるオンライン診療の実施など、不適切なオンライン診療の報告がなされている



- オンラインシステム事業者、医師、患者それぞれの**責務を明確化**するほか、**医師、患者双方の本人確認を徹底**

初診対面診療の原則の例外事由の考え方について

背景・事務局提案

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会
第2回 資料1

2018年3月に「オンライン診療を適切に実施するための指針」を医政局が発出し、医師法・医療法に抵触せずにオンライン診療を実施できる範囲を示したが、原則初診及び急病急変患者は対面診療。

他方で、本指針上、「患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合など」においては、患者のために速やかにオンライン診療による診療を行う必要性が認められるときは、オンライン診療を行う必要性・有効性とそのリスクを踏まえた上で、医師の判断の下、初診であってもオンライン診療を行うことは許容され得る(※)、としている。

この「患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合など」については、様々なケースが想定されることから、どのような場合が該当するか、具体的に検討してはどうか。

※ この場合であっても、オンライン診療の後に、原則、直接の対面診療を行う必要あり。

【該当する例】

- ・離島、へき地等において近隣に受診・対応可能な医療機関がない場合
→ 議論を踏まえて、例示可能なケースの追加を検討。

【該当しない例】

- ・近隣の医療機関で受診・対応が可能な場合
→ 議論を踏まえて、例示可能なケースの追加を検討。

(注) 繰り返し、「すぐに適切な医療を受けられない状況にある」として医薬品の処方のみを求めるといった患者への対応等について留意すべき事項も併せて検討する必要。

地方の過疎地域等における緊急時のオンライン診療

背景・問題意識

初診の定義と関連した問題として、地方の過疎地域等、医師が少ない地域において、医師の急病等で医療機関における診療継続が困難な場合に、オンライン診療のニーズがあると考えられるため、こうしたケースの扱いについて、検討・整理してはどうか。

○想定されるケース

- ・離島・へき地など、医師が少ない地域において、常勤の医師が1人だけであるなど、特定の医師の急病等によりかかりつけの診療所等での診療が困難となる場合
- ・上記のような状況で、患者が高齢で車の運転が困難であるなど、他の遠方にある医療機関への受診が難しい場合

○緊急時のオンライン診療を認める要件案

- ・主に二次医療圏内における医療機関間であらかじめ医療情報を共有し、他の医療機関で既に受診済みの患者を、緊急時にオンライン診療することについて患者から包括的に同意を得ている場合

(例) 離島・へき地など、医師が少ない地域において、特定の医師の急病等によりかかりつけの診療所等での診療が困難となる場合に備えて、あらかじめ他の医療機関と情報連携し、必要な体制を構築している場合など

- ・近隣のかかりつけの医療機関に受診が困難な場合であるため、(他の医療機関への受診であり)「初診」には該当するものの、初診対面診療の原則の例外事由(「患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合」)に該当する。オンライン診療後には、原則、直接の対面診療を行う必要があるが、本ケースでは近隣のかかりつけの医療機関での実施を想定。

※ 急病急変の患者や新たな症状等がある場合に関しては、オンライン診療において診断を含む判断が困難であること等に鑑み、オンライン受診勧奨の活用を含め、対面診療を促すべきである。

D to P with N (患者が看護師等という場合のオンライン診療) 実施時の留意事項・実施可能な事項等

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会
第3回 資料4

○D to P with Nの定義

- ・D to P with Nは、患者の同意の下、オンライン診療時に、患者は看護師等が側にいる状態で診療を受け、医師は診療の補助行為をその場で看護師等に指示することで、薬剤の処方にとどまらない治療行為等が看護師等を介して可能となるもの。
- ・D to P with Nにおいても、医師は初診対面診療の原則など、指針に定められた「最低限遵守すべき事項」等に則った診療を行うこと。

○D to P with Nで実施可能な診療・診療の補助行為

- ・医師の指示による診療の補助行為の内容としては、オンライン診療を開始する際に作成した診療計画に基づき、予測された範囲内で診療の補助行為(点滴や注射等)が行われるのが望ましい。
- ・オンライン診療を行った際に、予測されていない新たな症状等が出現した場合において、医師が看護師等に対し、診断の補助となり得る追加的な検査(血液検査や尿検査等)を指示することは可能である。ただし、その検査結果等を踏まえ、新たな疾患の診断を行い治療等を行うのは、オンライン診療ではなく対面診療によるべきである。

○D to P with Nの提供体制

- ・D to P with Nを行う医師と看護師等については、事前に連携をとっていることが必要である。なお、所属機関が異なる場合、患者の同意の下、医師が患者の病状等の情報について看護師等へ事前に共有しておくことが望ましい。その際に、訪問看護を組み合わせる場合、医師が訪問看護を指示すること。

参加実証フィールドにおける調査結果

フィールド2:遠隔医療推進ネットワーク

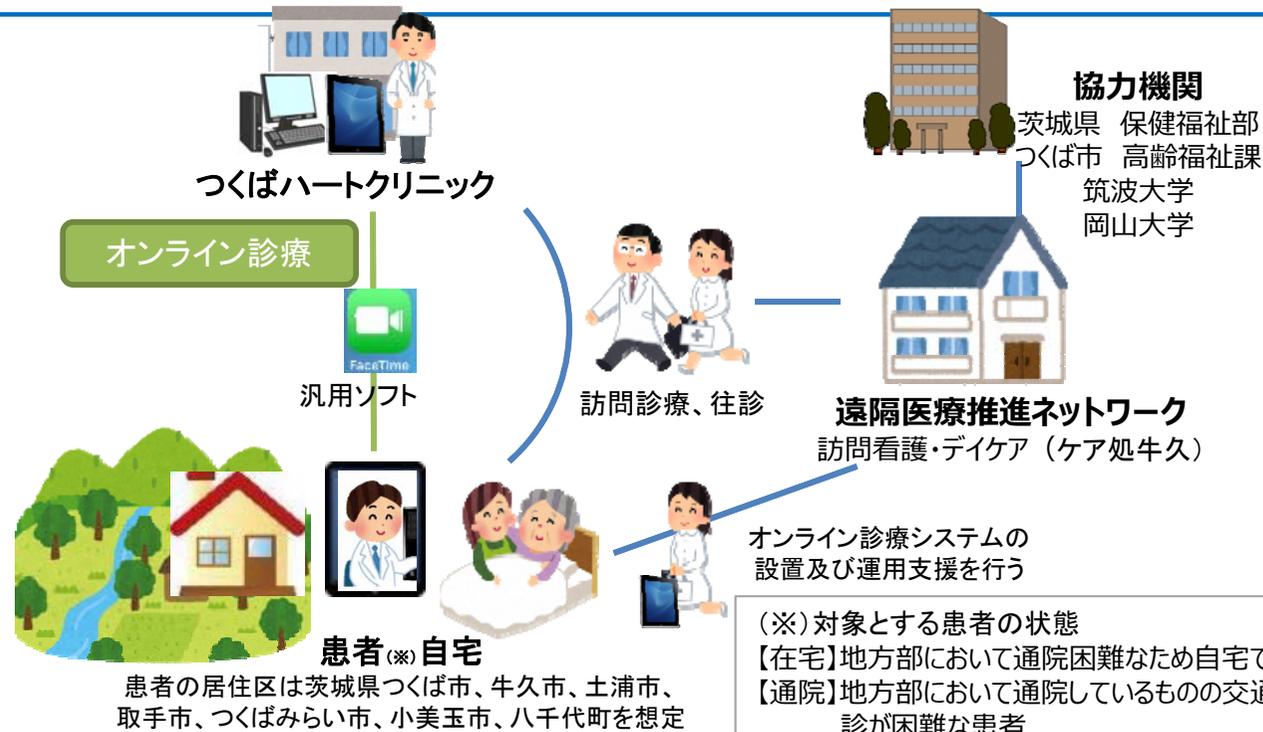
1) 実証の概要

オンライン診療の質向上に貢献する訪問看護師介在モデルおよび地域包括ケアの構築の検証を行う。

実証フィールド:茨城県つくば市(代表団体:遠隔医療推進ネットワーク)

対象患者: 地方部において 在宅診療を実施している患者、通院しているものの交通手段の問題から、定期受診が困難な患者(免許を返還した高齢者等)(対象者13名にオンライン診療を実施:回数は患者により異なる)

実証フィールド特有の検討・検証項目:オンライン診療の質向上に貢献する**訪問看護師介在モデルおよび地域包括ケアの構築に貢献する支援者介在モデルの検証**。また、地方部の診療所においては、月数万のオンライン診療システムの利用料を捻出するのが難しいとの意見もあるため、**汎用ソフト(FaceTime等)を利用するケース**として、運用面や安全面について検証。



テレビ電話等による服薬指導

- 処方箋に基づき調剤された薬剤（処方箋薬剤）は、その適正な使用のため、薬剤師による交付時の対面服薬指導が義務づけられている。

※ 平成28年に国家戦略特区法を改正し、実証的に事業を実施中(愛知県、兵庫県養父市、福岡市) [登録薬局数：28件、患者数：9名(平成31年3月31日現在)]

- 遠隔診療の状況を踏まえ、テレビ電話等による場合であって薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる場合には、処方箋薬剤交付時の対面服薬指導義務の例外として、テレビ電話等による服薬指導を行うことができることとする。
- ・ 今後、専門家によって適切なルールを検討し、厚生労働省令等において具体的な方法を定める予定。

[ルールの基本的考え方]

- 患者側の要請と患者・薬剤師間の合意
- 初回等は原則対面
- かかりつけ薬剤師による実施
- 緊急時の処方医、近隣医療機関との連絡体制確保
- テレビ電話等の画質や音質の確保

等

<テレビ電話等による服薬指導のイメージ>

